

講習科目の範囲及び時間

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

講習科目	範囲	講習時間
作業の方法に関する知識	建築物及び塔の種類、材料、構造、設計図及び工作図 建築物等の鉄骨の組立て等の作業の方法 点検	5 時間
工事用設備、機械、器具等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 電気	1 時間 30 分
作業環境に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 悪天候時における作業の方法 服装及び保護具	1 時間 30 分
作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1 時間 30 分
関係法令	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）中の関係条項	1 時間 30 分